

あなたが利用する

飲食店や宿泊施設などの施設って・・・

本当に安全??



近年発生した「長崎県のグループホーム火災」「広島県のホテル火災」「神奈川県簡易宿泊所火災」は、多くの死傷者が発生する大惨事となりました。

全国の消防本部では、国民の大切な命を火災から守るため、消防法令違反の建物を公表する「違反対象物公表制度」を開始しました(本市では平成30年4月から開始)。

Q. 違反対象物公表制度とは?

建物の利用者自ら火災危険性に関する情報を入手し、安心して建物を利用することができるよう、消防署などが保有する建物の火災危険性に関する情報(建物名、住所、違反の内容など)をホームページで公表するものです。公表する内容は地域によって異なるので、詳しくは管轄の消防署などにお問い合わせください。

違反対象物情報は各消防本部のホームページで公表されます。



公表対象の建物

飲食店、百貨店、宿泊施設などの不特定多数の人が利用する建物や病院、社会福祉施設などで避難が困難な人が利用する建物です。

公表対象となる違反

屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかが、消防法令に違反して設置されていないものです。

※現在、公表されている違反対象物はこちらです▶▶▶彦根市ホームページ (http://www.city.hikone.shiga.jp/0000011346.html) (右のQRコードからご覧になれます)
※市外や県外の施設をチェックしたい場合は、各地域の消防本部のホームページをご覧ください。



▲ QRコード

建物関係者の皆さんへ

知らない間に 消防法令違反になっているかも?!

テナントの入居や建物の増改築により、知らない間に消防法令違反となっている場合があります。これらを検討されている場合は、消防本部予防課へご相談ください。

新たに店舗や事務所などを始める場合、防火対象物使用開始(変更)届出書を使用開始する7日前までに、消防本部予防課へ届け出る必要があります。

必要な届出があります!



【違反していた場合】…行政処分の対象となります。消防法に基づく命令や告発による罰則を受ける場合があります。命令を受けると、建物の出入口に違反内容を知らせる標識が設置されます。

住警器の取り付けで困っていませんか?

住警器、取り付けたいけど自分ではできないわ・・・

天井まで届かなくてそのままになっている・・・



そんなときは▶▶▶

住宅用火災警報器取付け等支援制度 をご利用ください

住警器を設置・交換したいが、取り付けが困難な高齢者や障害者世帯に、消防職員が訪問し、取り付けや取り替えのお手伝いをします。

対象世帯 住警器を自ら取り付け、取り替えることが困難な65歳以上の高齢者や障害者世帯で支援を希望する世帯

※事前に、住警器(電池式に限る)をご購入いただき、取り付けに必要なネジなどをご用意ください。取り付け時には立会いをお願いします(代理の方でも可)。

申請方法 消防本部予防課の窓口か、電話・FAXでお申込みください(代理の方でも可)。

わたしたちがお手伝いします!



自治会などで 共同購入しませんか



- ▶個人で購入するより購入の手間が軽減します。
- ▶高齢者世帯への取り付け支援など、購入後の設置・メンテナンスも地域で協力できます。
- ▶地域で同じ警報音を発する住警器を設置することで、火災時に近所の人が気付きやすくなります。
- ▶交換時期が地域内で同時期になるため、交換もスムーズにできます。
- ▶まとめて購入することで、価格交渉次第で安くなることがあります。
- ▶悪質販売の被害も防止できます。

悪質な訪問販売に ご注意ください



強引に契約を迫る業者には、十分注意してください。住警器は、家電販売店やホームセンターなどで購入し、自分で取り付けることができます。
※住警器の訪問販売は、クーリング・オフ制度の対象であり、契約日を含め8日間は契約の解除が認められます。

消防署が住警器を販売したり、業者をあっせんしたりすることはありません!



ご近所同士で助け合いできる
仕組みをつくるきっかけに♪

